

C面

提出方法

下記の 1 2 3 3点が必要です。

1【確認書 提出用】

必ずサイン

印鑑またはサイン

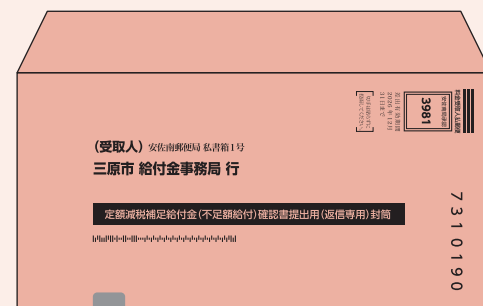
2【本人確認書類】(コピー)

3【口座確認書類】(コピー)

※代理受給の場合は、
・代理人の
本人確認書類
(コピー) も
必要です。

※必要事項が確認できない場合、
不備となりますので、それぞれ、全面が確認できるように
コピーしてください。
(【本人確認書類】と【口座確認書類】を
1枚にあわせてコピーしてもかまいません。)

返信専用封筒に入れて
投函してください。



【提出された書類と給付金の給付について】

提出された書類により審査を行い、結果については、書面にてお知らせします。ただし、確認書等に不備などがある場合は、通知などで確認する場合があります。

提出書類に不備がなければ確認書を受理してから概ね1か月半程度で指定口座に給付金をお振込いたします。不備などがある場合は、さらにお時間がかかるか、給付できない場合がありますのでご了承ください。

添付書類として、対象者の下記2点が必要となります。

本人確認書類(1点)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・年金手帳 などいずれか1つ
(氏名、生年月日が記載された部分)

+

口座確認書類(1点)

- ・通帳等(通帳の場合、
見開き1、2ページの口座名義人、
口座番号の記載があるページ)
(金融機関名、支店名、口座番号、
預金種別(普通・当座)、口座名義人が分かる書類)

確認書に加えて、それぞれコピーし、返信用封筒に入れてご返送ください。
(コピーが薄い場合や印刷が見切れている場合は、再度提出をしていただくことがあります。)

D面

定額減税補足給付金(不足額給付) 誓約・同意事項

(1) 定額減税補足給付金(不足額給付) 1・2いずれかの受給要件に該当します。

＜不足額給付1 受給要件＞

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方

【受給要件】以下の①～④全てを満たすこと

- ①基準日(令和7年1月1日時点)で三原市の課税台帳に記録されている
- ②令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えない
- ③令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付(10万円)」や「非課税世帯への給付(3万円)」を受給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割(定額減税前)課税世帯となっていない
- ④令和6年度個人住民税所得割において、課税される所得があるのに未申告ではない

＜不足額給付2 受給要件＞

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

【受給要件】以下の①～④全てを満たすこと

- ①令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること
- ②税制度上、「扶養親族」の対象外であること(青色申告事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得48万円を超えるもののいずれかであること)
- ③本人としても扶養親族としても令和6年度に実施された定額減税補足給付金(調整給付)の対象者に該当していないこと
- ④低所得世帯向け給付金(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと
※低所得世帯向け給付金とは、以下に掲げるものをいう。
・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
・令和6年度新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金(10万円)

- (2) 本給付金の審査をするため、必要な資料等を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 提出した確認書の郵便消印が令和7年11月1日以降の場合、提出書類を不受理とすることに同意します。
- (4) 確認書の提出を確認できない場合、本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなすことに同意します。
- (5) 申請に必要な関係書類を提出します。また、定める期限までに関係書類を提出しない場合、この確認書を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、提出した関係書類の返還を求めません。
- (6) 支給決定をした後、確認書(請求書)等の不備により振込機能等の事由により支払いが完了せずかつ定める期限までに申請・請求者(代理人を含む。)に連絡・確認できない場合は、この確認書(請求書)を取り下げたものとみなすことに同意します。
- (7) 本給付金の支給後、本給付金の受給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください!

国税庁・税務署や自治体から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、自治体から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。
- ・メールやショートメッセージ(SMS)でURLをクリックして給付金の申請や案内をすること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず最寄りの消費生活センターや最寄りの警察署にご相談ください。